

	全国センター通信	働くもののいのちと健康を守る全国センター 発行責任者：岩橋 祐治 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター・全労連会館6階 Tel (03) 5842 - 5601 年額1,500円 (送料込、会員は会費に含む) 
---	-------------------	--

新型コロナウイルス感染症と職場の労働安全衛生活動

—産業医・労働安全衛生コンサルタント 阿部眞雄医師からの進言—

新型コロナ感染症は、職場での、長期的な感染対策・メンタルヘルス対策を必要としています。労安活動の留意点を産業医の阿部眞雄先生に聞きました。

【三つの感染】

事業場における新型コロナウイルス感染症対策は、3つの感染対策が基本となります。ウイルスによる生物的感染、不安や恐怖が広がる心理的感染、不安や恐怖による差別や非難の応酬という社会的感染です。3つの感染の連鎖の広がりインフォデミックと呼ばれます。不適切な情報の氾濫という意味で、インフォデミックは公衆衛生対策を根底から揺るがします。感染症予防の基本的な知識を啓発すること、自分と家族を守る衛生行動を取るための機会と資源を労安で考える必要があります。

【いのちと健康の継続計画】

対策には3つの基盤があります。BCP（事業継続計画）、LCP（生活継続計画）、CCP（コミュニティ継続計画）の3つです。働くものへの支援として、LCPが重要です。それを支えるコミュニティの再構築すなわちCCPがあってこそLCPが可能であり、それらを基盤してBCPが可能となります。BCPが先行すると、労働者がより大きな被害を受けます。失職・解雇、減収、病気、メンタルヘルス不調、自死の増加です。BCPで事業が残っても労働者は救われず、LCPの無いBCPは、健康に働く人がいなくなり、生産効率を低下させます。しかし、資本だけ生き残ろうとする為、働く人とその生活の切り捨てが横行することになります。労安活動では、労働者のLCPやCCPの実態を明らかにし、議論していくことが大切です。働く人の実感的な苦しさや悩みを拾い上げることは労組の大切な機能と考えます。

【普段からの健康管理が役に立つ】

働く人々の健康、特にコロナウイルスの罹患と発

症、重症化防止が労安活動の役割にもなります。新型コロナウイルスの罹患と重症化の予防が大切です。

上司もしくは会社の人事総務が、労働者の健康状況について産業医から助言を受け、理解していれば、新型コロナウイルス感染に関して重症化リスクを見積もることが可能で、対策を立てることができます。事態の悪化時に、全ての労働者のリスクを検討することは、遅い対策になります。慌てずに、普段からの労安活動に基づく、糖尿病や高血圧など感染ハイリスク者への配慮など、通常の健康管理が役に立ちます。



【いのちと健康を守るLCP】

BCPは事業継続のためなので、労働者の健康管理については、不十分な場合があります。家庭か仕事場か境の曖昧な在宅労働では、健康管理が適切に行われない場合があります。労働者のいのちと健康を守るための健康計画も必要です。その計画が、生活・生命・健康を守るプラン、ライフ・コンティニュイティ・プラン（LCP）です。在宅労働は、労働と生活が曖昧な環境での労働ですから、BCPとLC
 (2頁に続く)

〈今月号の記事〉

第3回理事会報告	2面
労働相談ホットライン	3面
各地・各団体から	4～5面
民医連 手遅れ死亡事例調査	6面
群馬民医連 常設相談ダイヤル	7面
ILO新型コロナウイルスと仕事の世界	8面

Pを同等に考えることが必要です。感染状況の変化により、労働者のLCPも変化するため、労安活動で情報の収集と対策提案を行なっていかななくてはなりません。会社は個人の生活に関するセンサーは持っておらず、労安活動で、労働者の声を拾い上げ、共通した課題について話し合うことができる、労働者が参加している労働安全衛生委員会のメンバーがそのセンサーになることができます。緊急時においても、労安活動は途絶え無いようにしましょう。

【ストレスを上手に対処する】

個人だけでは対処できない大きなストレスの波にどのような対処したら良いのでしょうか。急激な変化による心や体、行動の不適切な状態に陥らないようにする、一人ひとりができる「こころの救急箱」について啓発することも必要です。

逃げられない不安の中に閉じ込められ、行動を抑制され、自己を否定される中では、メンタルヘルス不調に誰でもがなりえます。その中でも、毎日の生活の中に良き価値を見つけ守り、ユーモアを持って、他者と接することで、乗り越えることが可能となります。コロナパンニックの終息はまだ先のようにですが、アフターコロナ、コロナパンニックの終息後に、人々の心の中に、トラウマが残ることは確実です。乗り切ることだけではなく、その後も見据えた善き心の構えを積み立てていくことも大事です。

【働き方激変】

在宅勤務、テレワーク、リモート会議などの導入は急激な働き方の変化を生み出しました。準備なく強制された変化は様々な歪を生みます。

在宅勤務は、通勤時間、面倒な人間関係から離れることができ、嬉しい面もありますが、続くと、同僚や上司だけではなく、家族ともギクシャクしてきます。

急な在宅勤務では、リモートできる通信環境や執

務環境はなく、能率は低下、肩や腰、目の疲れが増加します。食事や仕事も家の中、感染防止で外出もせずでは運動不足とともに閉じ込められ感が増します。

在宅勤務に必要な環境整備は、通信環境だけではなく、作業環境についても考慮しましょう。働き方の激変による健康への影響が最小限になるよう労安活動で話し合うことが必要です。

【在宅勤務は孤独と孤立を生む】

孤独感や孤立感、人と離れていることにネガティブな感情が含まれている寂しさであり、メンタルヘルス不調の温床です。また、在宅労働は、メリハリをつけるという意思がないと、漫然と一日中使にくい机や椅子に縛り付けられ、心身ともに拘束され、メンタルヘルス不調の土壌になります。

ネット会議では、必要最低限の機械的コミュニケーションに追われ、上司や同僚などとのリレーション（人間関係性）は失われていきます。在宅労働では、善きリレーションを生み出す仕組み・工夫が必要です。ウェブやネットによる会議では、参加者それぞれが、自分をアピールする時間も用意することがあると良いと考えられます。

【災害時なら尚更、労安活動の基本が重要】

労働者の側からの印象や意見を話し合うことで、感染拡大防止のより適正な対応が可能です。また、労安活動の健康啓発活動により、インフォデミックを防ぎ、不安や恐怖という第二の感染を防ぎましょう。コロナ罹患者や健康弱者を守り、第三の感染を防ぎましょう。マナーやエチケットを守らない人は、周囲に恐怖を撒き散らしています。マナーは明示し、守らない人に、「マナー警察」のような強圧的な態度で接しないよう気を付けましょう。

病気にかからない対策、病気により健康不安に陥らない対策、健康弱者を糾弾・差別・排除しない工夫は、日頃の労安活動で培われます。

第3回理事会報告 第23回総会はズーム併用で12月11日に開催

8月19日、いの健全国センターは2020年度第3回理事会を開催。6月の第2回理事会に続き、ズームを使ったオンラインでの開催となりました。冒頭の理事長挨拶では、コロナ禍でのテレワークやフリーランスの拡大など「新しい働き方」と健康問題について留意しながら、取り組みを進めていく必要があること、根本的には新自由主義的社会の仕組みの転換が必要になっていることなどが話されました。

各団体からは、新型コロナウイルス感染症の影響で、オンラインでの会議・学習会や書面決議による総会な

ど、苦勞しながら活動を進めている状況が報告されました。

協議事項では、今後の「コロナ感染症から労働者のいのちと健康を守る取り組み」「過労死・過労自死の労災認定基準改正への取り組み」などについて意見交換を行いました。

第23回総会は12月11日にズームを併用して行うこととしました。時間等詳細は10月理事会で確認します。

(全国センター 岡村やよい)

解決をともに考え、改善を図る

全国の労働相談ホットラインに12000件(3月～7月)

コロナウィルス感染拡大の中、全労連は労働者の生活を守る立場に立ち2つの柱でとりくみを進めました。

労働者の状況はひっ迫

1つは労働者からの相談に寄り添った労働相談活動を行うとともに、その解決を共に考えていくこと。そのためにも、労働組合に入ることや労働組合をつくることです。

2つはコロナ感染拡大の中で政府に対して政策の転換が必要との観点から4次にわたって緊急要請を行うとともに、厚生労働省などとの交渉を行うことです。

全労連は労働相談ホットラインを開設しています。ホットラインは月曜日から金曜日の10時から17時を基本に、全国の地方労連などが相談を受けています。

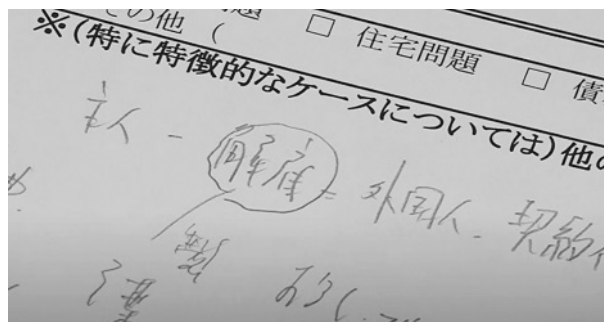
さらに年2回の全国一斉労働相談ホットラインを実施しています。

3月9日に実施した全国一斉ホットラインには350件もの相談が寄せられました。休業補償や解雇・雇止めなどの相談が寄せられたことから、5月16日にも全国一斉労働相談ホットランを行いました。

内容はコロナ問題緊急労働相談ホットラインとして「～解雇・休業補償・安全対策・ハラスメント コロナ問題の困りごととはすぐ相談～」として位置づけたとりくみでした。

新型コロナウイルス感染症の影響や感染防止対策による緊急事態宣言などによる影響から、全労連の労働相談には働く人たちの解雇・雇止めをはじめ、労働時間の縮小や営業休止による収入の大幅減少、テレワークをさせてもらえないなどのハラスメントの相談報告がされています。

全国で日常的に取り組んでいる「労働相談ホットライン」には、3月～7月だけでも約2万件の電話



がかかっており、12000件の電話に対応しています。そのうちコロナ関係での相談は4000件にも上りました。昨年に比べ電話の件数も大幅に増えており、労働者の置かれている現状はひっ迫しています。なかには労働相談だけでなく、事業者の営業や生活全般にかかわっての相談もありました。

さらに4月18・19日、6月6日、8月8日に実施された「何でも相談会」にも参加し、相談にのっています。

労働組合加入や組織づくり

そういった相談活動を実施しながら、各地では労働組合加入や労働組合をつくって解決しているケースが増加してきています。コロナ関係での労働相談からの組織拡大は、地方労連で322人、単産報告で158人、計480人の拡大になっています。(報告途中)

特徴として、休業補償が支払われない相談から雇用調整助成金を活用して事業者に休業補償を支払われたものが数多くありました。沖縄での観光産業や福岡のタクシー労働者、東京での配膳人などの組織化などがあげられます。

2つめの政府への緊急要請は、寄せられた相談などや職場で起きている問題を集約して要求書にまとめ、改善を求める労働組合の基本的活動です。内容としては感染拡大の防止、生活保障と自粛の補償、労働者の雇用維持・雇用調整助成金などの制度拡充、検査体制の強化、学校休業への対応・子ども達への支援・学費の免除、中小企業への支援などです。

今後も、感染拡大の中で労働相談活動の実施と組織化、政府への要請活動など、関係する団体との協力を強化し、すべての住民と労働者の生活を守るため奮闘する決意です。(全労連 橋口紀塩)

みんなの前でいつも怒られる。これってバワハラ?

同一労働同一賃金といって待遇を引き下げられた。これってどうにかならないの?

新型コロナウイルスで職場閉鎖。時給、日給だけど賃金はどうなるの?

働き過ぎ・不払い残業なくせ!

秘密厳守 相談無料

労働相談ホットライン 0120-378-060

電話相談の受付は月曜から金曜の午前10時から午後5時までです。
地方によって受付時間が異なりますので各地のホームページ等でご確認ください。

フリーダイヤルはおかけになった地域の労働相談センターにつながります

各地・各団体のとりくみ

東京

「三密」対策の下、総会開く 第17回総会

東京センターの総会は、7月18日、東京労働会館で開催されました(写真)。新型コロナが猛威を振るう中で、三密を避け、会場の換気、消毒液の用意などの手配をしつつ開催に踏み切りました。総会は加入団体・個人の代議員を中心に参加を要請し、30人台規模を予想していましたが、賛助会員も参加していただき、総勢44人の参加者となりました。

総会は1部と2部の構成とし、1部は議案の提起と4人からの発言。内容はアスベスト裁判の実状と支援の要請、脳脊髄液減少症の労災認定の行政裁判と損害賠償裁判の支援の訴え、化学物質曝露による膀胱がんの労災認定を求める裁判支援の訴え、また「ILOの暴力とハラスメント禁止の条約」をめぐる状況などの報告がありました。

第2部は、天笠崇理理事長による「新型コロナ禍の下での精神疾患・自死の予防について」の講演、その後「コロナ禍」の下での参加団体の取り組みの報告がありました。新型コロナウイルスの世界的規模での波及とその影響、災害時の「こころのケア」、

自殺者の勤務問題と原因の推移、失業率との関連、ストレス、

不安、うつとの相関、さらにはストレス対策に至るまで、豊富な資料に基づき講演が展開されました。職場からの報告では都教組、東京民医連、東京医労連、青年ユニオン、東京公務公共一般、東京電機情報ユニオンの代議員が発言。いずれもコロナ禍の下で、厳しい側面と共に創意を凝らしながら取り組みを前進させている様子が語られました。その後、議案を全員の拍手で確認し、新しい役員体制を選出し、さらなる前進を勝ち取ることを誓い合い、総会を終えました。総会に関する感想では「このような大変な時期こそ東京センターの役割が発揮されるべき」、「新型コロナ対策の講演と取り組みの報告を重点に置いた総会は時宜にかなっている」との意見が寄せられました。

(東京センター 色部 祐)

生協 労連

webを活用しセミナー開催 第8回労働安全衛生セミナー

生協労連は、これまで年1回、労働安全衛生セミナーを開催して、労働安全衛生活動の基礎やテーマごとに分科会を設定して、学習と交流を積み重ねてきました。例年は、全国から参加者が集まりますが、今回は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、初めてWEBを活用してのセミナーとなりました(写真)。初めてのとりくみでしたが、39人の参加で開催することができました。

コロナ禍のもと、外出の自粛によって、自宅で過ごす時間が増えて、宅配や店舗で売り上げも大きく伸長しました。しかし、全国的に生協職場で人手不足が常態化している中、多くの職員が日々、長時間過重労働を余儀なくされています。また、「感染する」「感染させるかもしれない」という不安を抱えながらの仕事で、精神的にもストレスが蓄積しています。セミナーでは、そうしたストレスへの対応、コロナ禍における労働安全衛生活動について学びました。

学習講演では、働くもののいのちと健康を守る全国センター事務局次長の岡村やよいさんを招いて、

メンタルヘルスを中心に、「新型コロナウイルス感染症拡大時の働く者の健康」と題して、お話いただきました。新型コロナ

ウイルス感染症のストレス要因、ストレスによるこころの疲れをどうケアするのか、職場における具体的な対策など、参加者からは、「職場に持ち帰ってみんなにも教えたい」「どう対処していったらいいのか、よく理解できた」という声をはじめ、とても好評でした。その後の分科会は、6グループに分かれて、いま職場でおきていることや、不安に思っていること、改善が求められることなどについて、交流することができました。

新型コロナウイルス感染拡大の収束の見通しが立たない中、多くの職場のなかまが不安を抱えています。生協労連のちと健康を守る対策委員会として、今後、webを活用した学習講座の開催なども検討して、なかまの不安や疑問に応えることも検討していきます。

(生協労連 渡邊一博)



各地・各団体のとりくみ

大阪

コロナ禍での労働実態を交流

7. 17労働安全衛生学習会

大阪安全センターは、コロナ禍で職場の働き方がどうなっているのか実態を出し合い交流しようと、7月17日に大阪労連と共催で労働安全衛生学習会を開催し、28人が参加しました(写真)。

始めに学習として、全労働の丹野弘さんが「コロナ感染症と今後の安全衛生活動」をテーマに、感染症予防対応として使用者主導で広がっているテレワークについて問題点をまとめて話しました。テレワークには、働き過ぎや過剰な労働ストレスによる健康障害の危険性があり、また時間外・休日労働に対する適正な報酬が支払われているか、自宅内の負傷・疾病が業務外になる恐れがあるなどの問題があることを指摘し、今後は労使共同で早急にルール化をすすめる必要があると警鐘をならしました。

その後各組織からリアルな実態が報告されました。コロナや災害対応などで全くマンパワーが足りていない(自治労連)、「新たな日常」というが詰め込み授業と40人学級で過密状態は以前よりも酷くなっている(大教組)、PCR検査も受けられず

衛生物資不足で感染の危険を感じながら日々働いている(福保労)、注文が増え

た上に、マスクを着けての配送では熱中症になると悲鳴が上がっている(生協労連)、在宅と言いながら実態は自宅待機となっている(化学一般)、観光バス業界は仕事が全くなかったが、トラック関連は食品や生活物資の配送で一日も休めない(建交労)、会社から一時帰休を言われている労働者もある(JMITU)。参加者からは、「テレワークを中心に新たな働き方のルール化が必要であることがよく分かった」「保健師の労働の実態を知ったが、ひどすぎる」「労働安全衛生委員会を定期的に開くように要求していきたい」などの感想が出されていました。この時期、集まって交流することが難しいのですが、感染予防しながら工夫して話し合う場を持つことの意義を確認しました。

(大阪センター 鈴木まさよ)



埼玉県
教組

コロナ禍の学校と労働安全衛生活動

労働安全衛生学習会

2020年2月末、突然の安倍首相の休校要請により学校の教育活動が停止の状態となりました。学年末のまとめ、卒業式もまともにできず学校教育、教職員、子どもたちに甚大な被害が発生しました。

休校中、教員は「にわかオンライン授業の準備」や家庭学習資料作成等に忙殺され、現場からは悲鳴の声が寄せられました。6月、再開後は「学習の遅れを取り戻す」ことが最優先され、7時間授業の実施、休憩時間の短縮、土曜登校、夏休みの短縮、運動会の中止、修学旅行の中止等、教職員と子どもたちに強いストレスと過大な負担がのしかかっています。過重・過密ストレスによる心身の健康被害が教職員と子どもたちに出ることが懸念されています。

コロナ禍の学校の労働安全衛生活動

埼玉県教職員組合は、年に3回(学期1回)労働安全衛生学習会を開催しています。さいたま教育文化研究所の専門委員会「労働安全衛生委員会」と内容等について協議し共催です。今年度は、7月4日に「コロナ禍の学校と労働安全衛生の取り組み」を

テーマに開催しました。養護教員から「コロナ禍の学校と子どもたちの現状」、さいたま市の教員から「さいたま市の教育の現状と問題」の報告を受け、私から「コロナ禍の学校と労働安全衛生の取り組み」を提起しました。

学校の働き方改革については、6月26日に文科省から緊急に出された「コロナ対応に伴う教職員のメンタルヘルス対策」について紹介し活用を提起しました。また、学校の労働安全衛生活動は、①教育委員会への要求：感染予防予算措置、消毒作業員の配置等の要求・教育内容の精選、教職員・子どもたちの負担軽減・文科省働き方改革通知の活用と推進・少人数学級の要求等、②学校長への要求：安全衛生活動の推進・ラインケアで教職員の健康確保を・教育内容の精選、過密教育を行わない・教職員に本務外の仕事をさせず専門業者に依頼する、③教職員のみなさんに留意していただきたいこと(セルフケアでこころの健康確保)などを提起しました。

分散登校による少人数学級では、三密が回避でき教育効果があがることが証明されました。日本教育学会も少人数学級を求める提言を発表しています。今こそ、教職員10万人増員で少人数学級を実現していきましょう。(産業カウンセラー 杉本正男)

経済的理由で「手遅れ」死亡51人 さらに新型コロナで深刻化を危惧

民医連「経済的事由による手遅れ死亡事例」と「新型コロナウイルス感染症介護事業所緊急調査」

全日本民主医療機関連合会（民医連）が実施した「経済的事由による手遅れ死亡事例」調査の2019年結果がまとまり、7月19日に都内で記者会見が行われました。新型コロナウイルス感染拡大後の困難事例と改善要求、介護事業の実態調査報告も合わせて報告がありました。記者会見の内容を、抜粋・要旨で伝えます。（全国センター 宮沢さかえ）



会見冒頭のあいさつで岸本啓介事務局長は、「経済的な事由で治療が受けられず手遅れになることがあってはならない。しかし、残念ながらコロナ感染症以前からそういう事態がすでに広がっていた。そこにコロナ災害、生活困窮、雇用・失業が襲いかかっている。特に、非正規雇用者の解雇や失業は生存の危機に直結する。そこで、今日は『手遅れ調査2019』のまとめとあわせて、この数カ月間に私たちが体験した医療・介護の状況を報告したい」と話しました。

しかし、残念ながらコロナ感染症以前からそういう事態がすでに広がっていた。そこにコロナ災害、生活困窮、雇用・失業が襲いかかっている。特に、非正規雇用者の解雇や失業は生存の危機に直結する。そこで、今日は『手遅れ調査2019』のまとめとあわせて、この数カ月間に私たちが体験した医療・介護の状況を報告したい」と話しました。

2019年経済的事由による手遅れ死亡事例調査

（報告＝久保田直生・事務局次長）

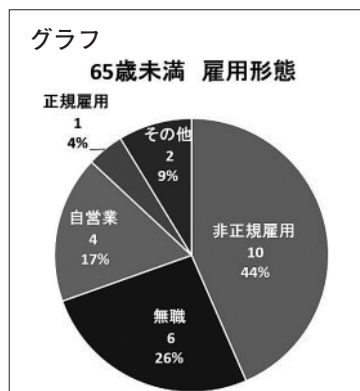
調査期間：2019年1～12月

調査対象：民医連加盟医療機関711事業所

回答：27都道府県・51事例

「救えるはずのいのち」だった手遅れ死亡事例は全国から51例。事例数は昨年よりは減少。しかし、けっして医療にアクセスしやすくなったわけではなく、調査は氷山の一角。必要な人に医療や社会保障の手が届かず、むしろ調査結果に反映されない形で死亡例が増えているのではないかと危惧している。

51事例の性別・年齢分布は78歳が男性、40～50



歳代が24歳を占めていることが1つの特徴。世帯構成と住居の関係では「独居」が53歳、借家・アパートが47歳。独居で借家・アパート住まいが48歳を占めている。雇用形態・主な収入と経済状

況（グラフ）を65歳未満に絞って見ると、非正規雇用が例年30歳前後のところ今回は44歳。また、正規の保険証を所持していても、医療費を支払う余裕がなく我慢していた事例が多い。複合的な困難に制度が届いていないのが実情。「全世代型社会保障改革」はさらに困難を広げる。国・自治体の責任で憲法25条にもとづく医療・社会保障を実現すべき。

コロナ禍で広がる生活困窮と改善要求

（報告＝山本淑子・事務局次長）

生活が困難になった時にためらうことなく利用できる生活保護制度が求められている。また、国保加入の世帯主は高齢で無職やワーキングプアの人が多く、保険料が負担になっている。今非常に危惧されるのは、保険料が払えなくなったり雇止めで社会保険からはずれ、高額保険料への危惧から国保加入をためらっているうちに無保険の人が増えてしまうこと。感染対策にとどまらず、国保にかかる現在の施策をさらに拡充することを求めている。

新型コロナウイルス感染症介護事業所緊急調査

（報告＝林康則・事務局次長）

調査対象：介護事業を実施している法人

調査内容：2020年4月時点の経営状況・回答時点の事業所の実態/回答数：76法人

表 介護収益の増減率（2019年→2020年）

増減率	全体	施設	居宅サービス	居宅介護支援	地域密着型
	法人数	法人数	法人数	法人数	法人数
30%～	1	0	1	2	5
20%～30%未満	0	1	0	0	2
10%～20%未満	5	5	3	6	6
0～10%未満	30	19	27	26	12
0～▲10%未満	33	6	31	28	7
▲10%～▲20%未満	6	1	10	4	3
▲20%～▲30%未満	1	0	3	4	1
▲30%～	0	0	1	0	1

4月の介護収益は76法人全体で2700万円減少。過半数の法人が減収。特に居宅サービス・介護支援に大きな影響が出ている（表）。感染症は慢性的な職員不足にあえぎ、低く据え置かれた介護報酬を背景とする経営難で疲弊していた介護事業所を直撃した。今、介護事業所が抱えている困難は政府がこれまで進めてきた給付削減・負担増先行型の介護保険・介護報酬の見直しがいかに介護保障の基盤を劣化させたかをあらためて浮き彫りにした。①衛生用品・防護具の確保、②検査体制の強化、③事業所への支援、④従事者への支援、⑤利用者負担の軽減など9項目の要求をまとめて強く政府に要請していく。

群馬民医連・県連事務局に常設相談ダイヤル

「いのちの相談所」の大運動で、人権を守り抜く活動を

群馬民医連事務局では全国的なコロナショックを受けて、4月18日より電話相談を開始(写真)。県連事務局に常設相談ダイヤルを設置して、この間222件の生活相談を受けてきました。県連事務局だけでは対応が難しい法律相談や雇用相談は、反貧困ネットワークという法律家のアドバイスや支援を得て常設ダイヤルが可能となりました。

この3ヵ月間で、生活保護の申請に至った相談者は少なくとも18人。5人の申請同行を行った週もありました。所持金が178円しかなかった母娘や、所持金がなくゴミをあさって食べていた外国人ホームレス、雨漏りのために床が抜けてしまい自宅に寝る場所がなかった男性などの深刻な事例が増えています。その中で今回は、事情があって生活保護に至らなかったケースをご紹介します。

「橋から飛び降りて死のうと思った」

相談事例1：Nさん=60歳代女性パート4人暮らし(夫、息子、娘)、預金・所持金1万円以下。県内で暮らすNさんの夫と長男は、新型コロナにより4月中旬から雇止めで収入なし。長女は職場のいじめから精神疾患で自宅に引きこもるようになりました。収入はNさんのパート収入の月額8万円のみ。

夫婦の年金11万円は、税金の滞納として市役所による“年金の直接差押え”によって、振り込まれない状況となっています。月8万円の収入のうち住宅ローンの5.3万円を支払うと水光熱費と食費・日用品費が2.5万円という状況でした。

Nさんは、市社協に緊急小口資金を借りに行きましたが、2度も断られ、自殺しようと橋に向かいましたが、家族のことを考え思いとどまりました。

家に帰ると地元のNHKニュースで県連事務局の相談ダイヤルが流れていました。死のうとして死ね



ず、翌朝Nさんは祈るような気持ちで相談ダイヤルに電話をかけました。まずNさんに当面の生活資金を提供し、緊急小口資金を県社協で借りました。そしてまずは違法である“年金の直接差押え”を中止するよう市役所に申し立てることとしました。

現在は貸付で生活を賄い、親子の休業補償も検討しています。また失踪していた長男も自宅に戻ってきました。

休業後突然の倒産

相談事例2：Oさん=62歳男性独居無職、Oさんの預金・所持金は3600円。製造業の会社は新型コロナにより仕事がなくなり、2カ月間休業して突然倒産。Oさんはフルタイム労働でしたが雇用保険に入っていませんでした。定額給付金は滞納していた家賃の返済で無くなり、生活保護の申請も車の保有があって認められませんでした。「車を手放したら働けない」「身体が動くうちは働きたい」というOさんは、「昔は違った」「働く人が大事にされていた」と振り返りました。県連事務局から、Oさんに市社協の緊急小口資金20万円、その後の総合支援資金や住居確保給付金を案内しました。

(群馬民医連「新型コロナ対策NEWS」7月28日付けより)

Information

複数就業者の労災保険給付額は合算して計算

改正労働者災害補償保険法の施行日が2020年9月1日と決定しました。これにより9月1日以降、複数の会社に勤務していて、業務災害や通勤災害になった時は、すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に給付額等を決定することになります。

あわせて、労災認定にあたっての負荷(労働時間やストレスなど)も、すべての勤務先の負荷を総合的に評価して判断することになります。



ILO 新型コロナウイルスと仕事の世界 グローバルサミットについて

全労連国際局長 布施恵輔

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、ILOも本部や世界各地の出先の職員を含め国連機構の他の機関同様多くの職員が自宅待機やリモートでの勤務を強いられていました。3月に予定されていた理事会も開催できず、6月に予定されていた年次総会も議題ごと2021年に先送りされています。しかしパンデミックの下でILOは様々な資料、統計を報告書にまとめて警鐘を鳴らし、労働安全衛生、テレワーク、闘病後の職場復帰の配慮、メンタル面でのケアなど新たに持ち上がった労働の課題に関する提言や資料を提供し続けてきました。そのような努力、発信の一環が7月上旬に10日あまりをかけて行われたグローバルサミットです。

必要な政策・取り組みの柱 4点を公表

サミットはオンラインで行われ、新型コロナウイルス危機から回復を目指すにあたっての中核的要素に、より良い仕事の世界を構築することが重要であることが確認されました。サミットは前半2日間にアフリカ、米州、アラブ諸国、アジア太平洋、欧州・中央アジアの地域別のイベントが開催され、続けて地域の日、グローバルリーダーの日などのセッションが設けられ最終日へと続きました。日本から厚生労働大臣や連合、日本経団連の代表のほか、WHOなどを含む国際機関の代表も多く議論に参加していました。

開会のセッションでガイ・ライダー事務局長は、準備過程も含めて示されている危機克服の共通の目的意識を実行に移すことの重要性を強調し、社会対話や国際労働基準というILOには馴染みの深い要素が生かされること、そして昨年採択された「仕事の未来に向けたILO創設100周年宣言」が導きの糸となることを強調していました。ILOがサミットにあたって事前に公表した背景資料には、パンデミックのもとでの必要な政策、取り組みの柱が4点提起されています。柱1では「経済・雇用刺激策」として積極的な財政、金融政策と医療など特定分野への支援。柱2では「企業、雇用、収入への支援」として社会的保護の拡大、雇用維持策の実施、企業に対する支援策の提供をあげています。柱3では「職場における労働者の保護」として労働安全衛生措置の強化、テレワークなど新しい就業の取り決め、差別と排除の防止、保健医療を受ける機会を全ての人に、有給休暇の機会拡大などが含まれています。そ



ガイ・ライダー事務局長 (ILO提供)

して柱4は「社会対話に頼った解決策の強化」として労使団体の役割と能力の強化、政府の能力強化、社会対話と団体交渉、労働関係に関わる制度・機構及び手続きの強化をあげています。

ILO創設100周年宣言が示す新しい社会契約の実現を

国際労働運動の側ではこの機会を通じて、世界の経済がこれだけ深刻な影響を被っている下で、1929年の世界大恐慌を上回る状況になる可能性がある現状において、前述の創設100周年宣言が示している社会正義と労働者の権利を中心においた新しい社会契約の実現を求めました。そのほかいくつか政策課題での強調点はありませんでしたが、労働安全衛生分野ではCOVID-19の職場での罹患を労働災害、職業病と認め、さらに感染防護具の配備を安全衛生の課題とすること。そしてILOのガイダンスに沿った職場復帰計画を作成すること。職業病と指定することで労働者と職場を守り、補償を確実にを行うことを求めました。そして現在のパンデミックを機会に、新たなbiological hazard=微生物的危機に関する新しいILO条約の必要性を主張しました。

今回のサミットは結論文書や宣言などの採択は行いませんでした。しかし討論の内容を今後のILOの政策立案を含めた活動に活かしていくことは決まっています。8月には中核労働基準の一つである1999年の児童労働禁止条約が、全ての加盟国で批准されるという嬉しいニュースもありました。ILOの活動は会議や総会だけでなく、日常の職場や地域で国際労働基準を生かしてディーセントワークを実現することにあります。労働組合として、活動をさらに強化していくことが必要だと思います。